更なる明確化に向けた論点② 表示価格への関与

表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則違法

(ガイドライン第2部 第二

比較的厳しい規制だ が、米国では、実売価格(消費者が実際に購入する価格)を拘束しなければ、 小売が表示する価格をメーカーがある程度コントロールしても独禁法上問題と なるおそれは大きくないと考えられている。実売価格を制限せず、小売業者に 対して表示価格を拘束しないような場合には、表示価格に関して小売業者 同等の行為として扱われており、 一カーが協力する余地を認めても良いのではないか。 欧州は再販売価格拘束と

指定する表示価格(Minimum Advertisement Price)に連動したリベートの運用は 認められなければ違法ではないと解釈されている。また、メーカーが 米国:Unilateral Pricing Policy(メーカーから特定商品の販売価格を一方的に指定し、 守られていない場合には商品供給を停止する施策)により、 価格に関する合意が 違法とされるケースは少ない(メーカーが希望する表示を行わない リベートを変更するなど)

☞流通業者とメーカーが表示価格に関して協力する余地を残す。

- 新製品(特に画期的な新製品)の発売から一定期間(1~3ヶ月間)
 - 表示価格を指定する(拘束はしない)ことを例外的に違法としない。メーカーが希望する表示価格にリベートプログラムを運動させ、指定する表示価格を守らなかった場合に販促リベートを引き下げることは合法とする。 など
 - 実売価格を拘束しない/価格が維持されるおそれがある場合は違法

更なる明確化に向けた論点③安売り業者への販売禁止

改正の方向柱

○安売業者への販売禁止について、原則違法の取扱いを撤廃するか、

例外として問題とならないケースを明確にする。

安売り業者への販売禁止は非価格制限行為に分類されるものであり、原則違法の 取扱いとすることは違和感がある。安売り業者への販売禁止によって、常に「流通業 該商品の価格を維持し、又は引き上げられることができるような状態」になることはな 者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、 いのではないか。 現行ガイドラインの「選択的流通」においては、「たとえメーカーが選択的流通を採用し きなかったとしても、通常、問題とはならない」とされており、原則違法としている取扱い た結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことがで と矛盾しているようにも見える。

が生じやすい傾向があるかもしれないが、行為規制ではなく、違法性の判断基準はあ 能性を高める観点から、再販売価格維持において明確化された「正当な理由」のよ 安売り業者への販売禁止については他の非価格制限行為に比べ、価格維持効果 くまで価格維持効果の有無とするのが適切ではないか。あるいは、事業者の予見可 うに、少なくとも問題とならないケースを明確化すべきではないか。

流通・取引慣行ガイドライン策定以降の主要な審判決例

1 安売り業者への販売制限

·	文元の集首への級元向内				
	件 名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取GL 該当箇所	違反法条	概 要	
2	(株)ホビージャパンに対する件(平9(勧)14) 【平9.10.22 (平9.11.28)】 (株)ナイキジャパンに対する件(平10(勧)17) 【平10.6.29(平10.7.28)】	第3の2(3) (前条) (前条) (前条) (前条) (前条) (前条) (前条) (前条	旧 12 項(「マジック:ザ・ギャザリング」と称するトレーディングカードゲーム(以下「マジック」という。)の販売に関し,並行輸入品を販売している小売業者等マジックを安売りするおそれのある小売業者にはマジックを販売しないよう条件を付けて取引先卸売業者と取引し,また,自ら又は取引先卸売業者を通じて,希望小売価格を維持させる条件を付けて供給していた。 ナイキブランドのスポーツシューズの販売に関し,小売業者に対し,自ら又は取引先卸売業者を通じて,希望小売価格等で販売すること,並行輸入品を取り扱わないこと及び希望小売価格を下回る価格を表示した新聞折込み広告等を行わないことを要請するとともに,希望小売価格で販売する等の基準を満たす店舗に対してのみ人気のある製品を取り扱わせること等の措置を講ずることにより,希望小売価格等で販売するようにさせていた。	
3	松下電器産業㈱に対する件(平	売業者に対する並行輸 入品の取扱い制限) 第2部第2の4(4)(安 売り業者への販売禁	旧一般指定2項	不当に ,代理店等に ,松下電器製品の廉売を行う 未取引小売店に対する松下電器製品の販売を拒	
	13 (勧)8) 【平13.6.29 (平13.7.27)】	止)	(その他の 取引拒絶)	絶させていた。	

2 広告・表示価格の制限

	MI COMMITTO INTE			
	件 名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取GL 該当箇所	違反法条	概 要
1	ヤマハ東京㈱に 対する件(平3 (勧)6) 【平3.6.11(平	第2部第2の6(小売業者の販売方法に関する制限(広告・表示価格の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件 付取引)	モーターサイクルの滞留在庫品について ,小売業者 に対し ,店頭ビラ ,チラシ又は専門雑誌における広 告において ,同社の定めた小売目安価格を下回る価 格表示を行わないことを指示し ,これらの指示を遵
	3.7.25)]	,		守させている。
2	松下エレクトロニクス(株)に対する件 (株)日立に対する件 ソニーネットワ	制限(広告・表示価格の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件 付取引)	新型家電製品について,取引先量販店に対し,メーカー希望小売価格とは別に,市場における実勢小売価格を想定して定められたメーカー希望小売価格のおおむね 10%引き程度の価格を示し,新聞折り込み広告,店頭表示等において,この価格を下回る価格での表示を行わないよう要請し,これを遵守さ
	一ク販売㈱に対す			せていた。

_			1	
	る件			
	東芝東日本ライ			
	フエレクトロニク			
	ス㈱に対する件			
	(平5(勧)1~			
	4)			
	【平5.2.10(平			
	5.3.8)			
3	佐藤製薬㈱に対	第2部第1の2(再販売	旧一般指定	同社製造のミニドリンク剤のうちユンケル黄帝 L
	する件(平5	価格の拘束)	12 項	等3品目について再販売価格を維持していた。
	(勧)12)		(再販売価	(コンケル皇帝ゴールド及びユンケルDについて,
	【平5.6.4(平	(実効性確保手段)	格の拘束)	新聞折込みチラシ,店舗内のポスター,値札等にお
	5.6.29)]	第2部第2の6(小売業	,	いて希望小売価格より低い価格を表示しないこと
	,	者の販売方法に関する		及び他の小売業者等に転売しないことを要請。 実
		制限(広告・表示価格		効性確保手段)
		の制限))		
		第2部第2の4(3)		
		(仲間取引の禁止)		
4	東北セルラー電	第2部第2の6(小売業	旧一般指定	「cellular」の商標を付した携帯電話機について,
-	景化セルラー電 話(株)に対する件	者の販売方法に関する	13 項	取引先代理店が新聞折り込み広告等において表示
	(平9(勧)11)	制限(広告・表示価格	(拘束条件	する価格を , また , 取引先代理店を通じて , 取扱店
	【平9.10.8(平	の制限))	付取引)	が新聞折り込み広告等において表示する価格を ,そ
	9.11.5) 】			れぞれ制限(新聞折込み広告 , 新聞広告 , 店頭等に
				おいて表示する販売価格について、同社が定めた最
				低価格を下回る価格表示を行わないこと。) してい
				た。
5	(株)ナイキジャパ	第2部第1の2(再販売	旧一般指定	ナイキブランドのスポーツシューズの販売に関し、
	ンに対する件(平	価格の拘束)	12 項	小売業者に対し、自ら又は取引先卸売業者を通じ
	10(勧)17)		(再販売価	て、希望小売価格等で販売すること、並行輸入品を
	-	(実効性確保手段)	格の拘束)	取り扱わないこと及び希望小売価格を下回る価格
	10.7.28)	第2部第2の6(小売業		│を表示した新聞折込み広告等を行わないことを要 │
		者の販売方法に関する		請するとともに ,希望小売価格で販売する等の基準
		制限(広告・表示価格		を満たす店舗に対してのみ人気のある製品を取り
		の制限))		扱わせること等の措置を講ずることにより ,希望小
		第2部第2の4(4)(安		売価格等で販売するようにさせていた。
		売り業者への販売禁		
		止)		
		第3部第3の2(2)(販		
		売業者に対する並行輸		
		入品の取扱い制限)		
6	アルパイン(株)に	第2部第2の6(小売業	旧一般指定	カーオーディオ及びカーナビゲーションシステム
	対する件 (平 12	者の販売方法に関する	13 項	並びにこれらに付随する製品について ,直接又は地
	(勧)15)	制限(広告・表示価格	(拘束条件	区販売会社を通じて,取引先小売業者に対し,(新
	【平 12.12.19	の制限))	付取引)	聞折込み広告 , 店頭表示等において) 標準小売価格
	(平13.1.23)】	ען איזניוייי //	134711	南が足が広台、店頭役が守において)標準が光価格 を下回る価格による価格表示を行わないようにさ
	(+ 10.1.20 / 1			せる条件を付けて取引していた。
7	 ジェイフォン(株)	 第2部第2の6(小売業	旧一般指定	カメラ付き携帯電話機の新機種及び売れ筋機種の
′		•	13 項	
	に対する件(平	者の販売方法に関する		関東甲信地区における販売に関し ,店頭又はチラシ
	15(勧)21)	制限(広告・表示価格	(拘束条件	広告において、一般消費者に対する販売価格の目安
	【平15.7.28(平	の制限))	付取引)	として定めた参考価格又は想定価格と称する価格

	15.9.4)]			を表示するようにさせていた。
8	ジョンソン・エ	第2部第2の6(小売業	一般指定	取引先小売業者との取引に当たり ,ワンデーア
	ンド・ジョンソン	者の販売方法に関する	12 項	キュビュー90 枚パックの販売及びワンデーアキュ
	㈱に対する件(平	制限(広告・表示価格	(拘束条件	ビューモイスト 90 枚パックの販売に関し,それぞ
	22(措)20)	の制限))	付取引)	れ, 当該製品の販売開始以降, 当該取引先小売業者
	【平22.12.1】			に対し ,広告において販売価格の表示を行わないよ
				うにさせていた。
				DDプランと称する販売促進策の対象事業者
				として , ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)が選定
				した取引先小売業者との取引に当たり ,ワンデーア
				キュビューモイスト 30 枚パックの販売に関し , 遅
				くとも平成 21 年 12 月以降 ,当該取引先小売業者に
				対し ,ダイレクトメールを除く広告において販売価
				格の表示を行わないようにさせていた。

欧州における価格に関する広告・表示制限についての主な決定等

1.措置

No.	事件名等	行為類型等	概要
No. 1	事件名等 Yamahaに対する 件(2003年) 欧州委員会	行為類型寺 再販売価格の維 持を容易にする 行為(MAP) オンラ連オ に関格維持行為 売価格維持行為	・Yamahaは、欧州において選択的流通システムの下ピアノ等の楽器の製造販売を行っており、欧州各国におけるYamaha子会社は、認定流通業者との間で選択的流通システムに係る協定を締結して商品の販売を行っていた。当該協定には、国内Yamaha子会社から仕入れた商品の再販売価格又は最低再販売価格について以下のような制限条項が含まれていた。 〈オランダ〉 流通業者は店舗内又は外部に向けた価格について、価格リストに掲載された推奨価格を用いなければならない。 認定流通業者に宛てたレターによると、リベートの支給条件として、広告に掲載する価格が価格リストの価格から15%以上の割引価格を示さない 〈イタリア〉 価格リストは推奨価格ではなく公表用の価格とされ、いかなる形でも当該価格と異なる価格を公表した場合には、全てのリベートが取り消される。認定流通業者は自由に価格を設定できるが、Yamahaの承認なしに広告物や価格リストを複製しない。違反した場合には、Yamahaは重い制裁を課し得る 〈オーストリア〉 特定の楽器につき、他の流通業者への再販売価格を定めた・欧州委員会は当該協定が欧州機能条約81条(現101条)に違反する旨の決定を行い、Yamahaに対して256万ユーロの制裁
2	Pride Mobility Products Ltd.	オンライン販売の制限	金を課した。 ・電動車椅子を製造販売するPride Mobility Products Ltd . は , 小売業者との間で , 特定のシニアカーについて推奨小
	及び Roma Medical Aids Limited.に対す る件 (2014年) 英国競争市場庁	再販売価格の維 持を容易にする 行為(MAP)	売価格以下の価格をインターネット上で表示することを禁止する旨の協定を締結していた。 ・同じく電動車椅子を製造販売するRoma Medical Aids Ltd.は、小売業者との間で、特定のシニアカーについてインターネット販売及びインターネットでの価格表示を禁止する旨の協定を締結していた。 ・競争市場庁は、当該協定が英国におけるシニアカーの競争を阻害、制限又は歪曲させる目的を有するものであるとして、上記2社及び関連するインターネット専業小売業者に対して英国競争法違反の決定を下した。

2.確約

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Ultra	再販売価格の維	・浴室用品メーカーのUltra Finishing Limited及び冷蔵庫
	Finishing 及び	持を容易にする	メーカーのFoster Refrigeratorは ,小売業者が同社らの製
	Foster	行為(MAP)	品をインターネット販売する際の最低表示価格(MAP)を設
	Refrigerator		定していた。
	に対する件		・競争市場庁は,同社らは小売業者が当該価格を下回る価格
	(2016年)		でインターネット販売を行うことを制限しており,再販売
			価格維持であり競争法違反だとして異議告知書を送付し
	英国競争市場庁		た。2016年 5 月,両社とも確約により終結した。